

令和 3 年第 1 2 回笠間市教育委員会定例会議事録

1 招集日時 令和 3 年 1 2 月 2 0 日 (月) 午後 1 時開議

2 招集場所 笠間市役所教育棟 教育委員会室

3 議事録署名人 吉 崎 静 夫

4 教育長及び出席委員

教育長
教育委員 4 名
事務局 1 2 名

5 傍聴人 なし

6 提出された議題 (議事) 以下のとおり

7 会議の概要

(1) 開会

小沼教育長 午後 1 時開会を宣す。

(2) 議事録署名人の指名

小沼教育長 吉崎委員を指名する。

(3) 教育長の報告

小沼教育長 別紙により教育長事務報告をする。

(4) 議事

小沼教育長 それでは、議事に入ります。「議案第 34 号 笠間市総合公園市民球場有料広告掲載要綱の制定について」事務局より説明を求めます。

事務局

議案第 3 4 号笠間市総合公園市民球場有料広告掲載要綱の制定につきまして説明いたします。本案は、今月の議会で承認されました都市公園条例の改正により可能となった市民球場への有料広告の掲示における手続きに関し必要な事項を定めるため、制定されたものでございます。要綱の主な内容でございますが、6 ページをご覧ください。第 2 条は、掲載場所を定めるもので別表で区画を示しております。9 ページをご覧ください。フェアゾーン 1 6 区画、

ファールゾーン2区画となっております、次の10ページに月額料金を定めており、全区画掲載で、年間123万6,000円の新たな財源となります。6ページにお戻りいただき、第3条は、掲載期限で、年度末までとなっておりますが、第10条により、継続も可能としております。第5条は、掲載料のほか、報告作成の際の留意事項を定めております。再剥離タイプで色あせ対策をすることや、禁止事項として、反射効果のあるものや白色背景、視認性を妨げる色調でございます。7ページをご覧ください。第9条が募集数を超えた場合の掲載順の決定方法です。区画を指定して申込みしていただきますので、1号から3号で判断出来ない場合、例えば1つの区画に、銀行が重なってしまった場合などは抽選とし、抽選に漏れた申込み者には、区画に余裕があれば別の区画への掲載をお願いしたいと考えております。第10条から14条は、掲載期間の更新などでございます。8ページをご覧ください。第15条は、撤去時の原状回復規定となっております。9ページをご覧ください。附則としまして公布の日から施行するものとしておりまして、来年4月初旬からの掲載に向け、年度内にも募集を開始したいと考えております。説明は以上です。

小沼教育長 　　ただいま、事務局から説明がございましたが、「笠間市総合公園市民球場有料広告掲載要綱の制定について」は、別紙のとおり上程をされております。これより質疑に入ります。何かご質問等ございますか。

各委員 　　　　　(特になしの声)

小沼教育長 　　それでは、採決に入りますが、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

各委員 　　　　　(異議なしの声)

小沼教育長 　　異議なしと認め、「笠間市総合公園市民球場有料広告掲載要綱の制定について」は、原案のとおり可決いたします。

(5) その他 　　　なし

(6) 閉会
小沼教育長 　　　午後1時11分閉会を宣す。

1 0 議決事項

議案第 3 4 号 笠間市総合公園市民球場有料広告掲載要綱の制定について 可決

1 1 議題となった動議を提出した委員の氏名 なし

1 2 その他会議又は教育長において必要と認めた事項 なし

1 3 議事録調製年月日 令和 3 年 1 2 月 2 2 日

1 4 議事録調製者 学務課主事 白石 凌

以上会議の次第を録し，相違ないことを証するため署名する。

教 育 長

委 員